男女府第 １８９７ 号

平成２９年１２月１５日

大阪府所管特定非営利活動法人各位

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課長

（公　　印　　省　　略）

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号平成28 年６月

７日公布）の一部の施行日及びこれに伴う特定非営利活動法人の定款変更について（お知らせ）

平素より、本府の共助社会づくりの推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、平成29年１月10日付け男女府第2055号でお知らせいたしました「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）の一部の施行日が確定しましたので、下記のとおりお知らせします。

これに伴いまして、施行日までに特定非営利活動法人における貸借対照表の公告方法を選択し、定款において明らかにする必要があります。未対応の特定非営利活動法人におかれましては、必要に応じて、定款変更手続きを行っていただきますようお願いします。

なお、下記施行日までは、従前どおり「資産の総額」の登記が必要であり、施行日以前に作成した貸借対照表で直近のもの（特定貸借対照表）についても公告が必要となります。詳しくは別添資料をご覧ください。

なお、大阪府では定款変更の事前相談を受け付けていますので、ご不明な点等ございましたら、男女参画・府民協働課あてお問い合わせください。

記

改正法の一部の施行日（貸借対照表の公告に係る規定（法第28条の２）の施行日）

**「平成30年10月1日」**

【問い合わせ先】

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課府民協働グループ

〒540-0008 大阪市中央区大手前１丁目３番49号

大阪府立男女共同参画・青少年センター３階

電　話：06-6210-9320

ＦＡＸ：06-6210-9322